2013・3・7 開会

第1回町議会定例会

平成25年第１回町議会定例会が、３月７日から開会され、19日に閉会しました。

この町議会定例会では、白井町長が平成25年度町政執行方針の表明と予算案を説明しました。

その後、一般質問のほか、条例の制定や一部改正、新年度各会計の予算など、議案33件、同意１件、諮問１件、発議３件について審議しました。

おもな内容は、次のとおりです。

◆教育委員会委員の任命

任期満了に伴い、教育委員会委員に道幸拓志氏が再任されました。

◆人権擁護委員の推薦

任期満了に伴い、人権擁護委員に井上正範氏が推薦されました。

◆新型インフルエンザ等対策本部条例

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の制定により、独自に新型インフルエンザ等対策本部を設置するための条例が定められました。

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

地域主権改革一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定により、介護保険法等の一部が改正され、厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例が定められました。

◆指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

地域主権改革一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定により、介護保険法等の一部が改正され、厚生労働省令で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例が定められました。

◆道路の構造の技術的基準等を定める条例

地域主権改革一括法の制定により、道路法の一部が改正され、道路の構造の技術的基準及び道路標識の基準に関する条例が定められました。

◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に係る道路の構造基準を定める条例

地域主権改革一括法の制定により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、道路の構造の基準に関する条例が定められました。

◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に係る特定公園施設の整備基準を定める条例

地域主権改革一括法の制定により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、特定公園施設の整備の基準に関する条例が定められました。

◆町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

◆教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

平成二十五年度に限り、給料月額を町長が二十パーセント、副町長が十五パーセント、教育長が十パーセント減額され、期末手当に係る役職加算分の十五パーセントを凍結するため、条例の一部が改正されました。

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成二十五年度に限り、給料月額を三パーセント削減し、期末・勤勉手当役職加算についても抑制するため、条例の一部が改正されました。

◆個人情報保護条例の一部を改正する条例

民法改正により、「親権制限制度」及び「未成年後見制度」が見直され、社会福祉法人などの法人が、未成年者の未成年後見人になることが可能とされたことにより、条例の一部が改正されました。

◆都市公園条例の一部を改正する条例

地域主権改革一括法施行に伴う都市公園法の一部改正により、都市公園の敷地面積及び配置・規模等の基準を条例で規定するため、条例の一部が改正されました。

◆町営住宅管理条例の一部を改正する条例

福島復興再生特別措置法の制定に伴う公営住宅法の一部改正により、居住制限者に対し、入居資格の特例措置を講じ、併せて町独自の入居に関する制限を設けるため、条例の一部が改正されました。

◆公共下水道条例の一部を改正する条例

地域主権改革一括法施行に伴う下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の基準等を条例で規定するため、条例の一部が改正されました。

◆防災会議条例および災害対策本部条例の一部を改正する条例

災害対策基本法が一部改正され、東日本大震災から得られた教訓を今後に活かし、各自治体の災害対策の強化を図ることが定められたことから、条例の一部が改正されました。

◆高額療養費の貸付に関する条例を廃止する条例

昭和五十三年度に条例を制定し入院時の高額医療費分の貸付を行ってきましたが、健康保険法が改正され限度額認定制度が実施されたことにより、窓口での負担が軽減され、平成十六年度から貸付実績もないことから、貸付制度を廃止するものです。

◆一般会計補正予算（第十四号・第十五号）

平成二十四年度一般会計予算から歳入歳出それぞれ三千二百五十五万三千円が追加され、予算総額四十五億四千百六十一万六千円となりました。

◆後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

平成二十四年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出それぞれ一千九十六万六千円が減額され、予算総額一億二百二十四万円となりました。

◆国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

平成二十四年度国民健康保険特別会計の歳入歳出それぞれ八千九百四十五万三千円が減額され、予算総額十億一千八百六十一万六千円となりました。

◆介護保険特別会計補正予算（第三号）

平成二十四年度介護保険特別会計の歳入歳出それぞれ五百九十二万九千円が追加され、予算総額七億一千六百八十一万六千円となりました。

◆公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）

平成二十四年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出それぞれ三百八十三万五千円が減額され、予算総額三億一千百十六万五千円となりました。

◆ガス事業会計補正予算（第三号）

平成二十四年度ガス事業会計の収益的収入に十五万六千円が追加され、収益的収入の予算総額九千八百九十五万三千円、収益的支出に六百七十万円が追加され、収益的支出の予算総額一億七千八百三十三万七千円となりました。

また、資本的収入は百万円が減額され、資本的収入の予算総額二千四百万円、資本的支出は、百万円が減額され、資本的支出の予算総額三千六百七十四万七千円となりました。

◆水道事業会計補正予算（第二号）

平成二十四年度水道事業会計の収益的収入は二十六万円が追加され、予算総額一億四千七百七十四万三千円となりました。

◆病院事業会計補正予算（第二号）

平成二十四年度病院事業会計の収益的収入は二千六百八十三万一千円が減額され、予算総額六億五千八百十六万八千円となりました。

また、収益的支出は二千八百八十三万一千円が減額され、予算総額六億三千七百四十五万一千円となりました。

◆意見書案（可決）

◎生活保護基準の改定に反対する意見書

◎自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書

◎平成二十五年度地方財政対策に関する意見書

2013・2・26 開会

第1回 町議会臨時会

平成25年第１回町議会臨時会が、２月26日に開かれ、議案１件について審議しました。

◆一般会計補正予算（第十三号）

平成二十四年度の一般会計予算に歳入歳出それぞれ二百万円が追加され、予算総額四十五億九百六万三千円となりました。

補正のおもなものは、歳入が道支出金・財政調整基金繰入金の追加、歳出は、冬期福祉給付金の追加です。

白井町長の行政報告

＝平成25年３月19日＝

職員の不祥事について

はじめに、この度の本町職員による団体等の資金横領に対し、町議会をはじめ町民のみなさまに多大なるご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

事件経過は、本年二月二十六日に、所属する課の積立金を横領した旨の報告が所属課長にあり、三月三日には、職員労働組合青年部会計資金の横領も発覚いたしました。

本人から事情聴取したところ、車のローン、銀行ローン等に多額の負債を抱え、また、住宅手当を受給しながら、家賃を滞納し続けていたことも判明いたしました。

なお、二団体から横領した金銭と家賃は、それぞれすでに返済、納入されております。

今回の行為は公務外ではありますが、二団体の金銭横領であり、また、住宅手当を受給しながら家賃を滞納するなど、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、社会規範が強く求められる地方公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法等に照らし、三月十二日付けで懲戒処分として免職といたしました。

このような不祥事が発生したことは、誠に遺憾であり、監督責任を痛感しており、改めて町長としての責任も明確にいたしたいと考えております。